

# 前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針の改訂と今後の進め方について

## 改訂の趣旨

「前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針」は、平成20年8月に策定し、その策定から15年以上が経過した今、少子化の進行や地域の実情の変化など、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化してきている。児童生徒数の減少期において、よりよい教育環境の整備・充実を図るため、現状や今後の児童生徒数の見通しに即して基本方針を改訂するもの。

パブリックコメント：令和7年1月7日から令和7年2月7日まで実施（意見提出2名、意見21件）

外部諮問委員会：令和6年10月29日 中間答申  
令和7年2月28日 最終答申

## 適用期間

令和7年度から令和16年度までの10年間。社会情勢の変化や児童生徒数の実情などに対応するため、令和12年度を目途に見直す

## 主な内容

### (1) 適正規模の基準

#### 小学校

適正規模 1学年平均2学級を下限とする12学級から18学級  
準適正規模 9学級から11学級、19学級から21学級

#### 中学校

適正規模 1学年平均4学級を下限とする12学級から18学級  
準適正規模 9学級から11学級

※適正規模からは外れるが、児童生徒数の推移を特に注視していく学校を準適正規模として規定する。

### (2) 適正規模・適正配置の検討対象校

①小規模校や大規模校になってから3年間が経過し、今後の推計値でも適正規模又は準適正規模への回復が見込めない学校を検討に取り組む対象校とする。

②令和7年度時点で小規模校や大規模校になってから3年以上が経過し、今後の推計値でも適正規模又は準適正規模への回復が見込めない学校は、令和8年度から検討に取り組む対象校とする。

## 今後の進め方

